（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二十一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の八の十二中「が厚生年金基金」を「が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第四十三条第一項第十一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第十一条の八の十七において「厚生年金基金」という。）」に、「同号ロの規定」を「法第八十九条第一項第二号の規定」に、「（厚生年金基金」を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十一条の八の十七中「（厚生年金基金」を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第四十三条第一項第十一号中「企業年金連合会（」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（」に、「企業年金連合会（平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）と」に、「を含む」を「及び旧企業年金連合会を含む」に改める。

第二十二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の十二中「が厚生年金基金」を「が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第二十六条の十七において「厚生年金基金」という。）」に、「同号ロの規定」を「同項第二号ロの規定」に、「（厚生年金基金」を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第二十六条の十七中「（厚生年金基金」を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第二十六条の十七中「（厚生年金基金」を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第二十三条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「、厚生年金基金」を削る。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二十四条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項第一号イを次のように改める。

イ　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下イにおいて「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下イにおいて「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第一項及び第二項並びに第百三十六条の三第一項第一号、第四号ニ及び第五号ヘ並びに同条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第一項及び第二項、改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第四号ニ及び第五号ヘ並びに改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する信託の受益権

第二条の十第一項第一号ホ中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「同法第百三十条第三項の規定に基づき厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第三項の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に、「同法第百五十九条第二項の規定に基づき企業年金連合会」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第二号の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に、「、同法」を「、厚生年金保険法」に改める。

第二十六条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、企業年金連合会」及び「、厚生年金基金」を削る。

（保険業法施行令の一部改正）

第二十七条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」及び「、厚生年金保険法第百三十条第五項及び第百五十九条第七項」を削り、「第十二条、確定給付企業年金法」の下に「第九十一条の十八第七項及び」を加える。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十八条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第一号中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「同法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十八条中「厚生年金基金」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に改める。

第二十二条第一号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。